

再確認したい
新型コロナ税特法等の緊急経済対策に
伴う税制措置のポイント

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策における税制上の措置として、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時条例に関する法律（新型コロナ税特法）及び地方税法等の一部を改正する法律が四月三十日に成立し、同日公布・施行され各種施策が実施されています。

また、前記の法律改正とは別に、テレワーク等のための中小企業の設備投資税制や固定資産税の特例措置の拡充・延長の手当も合わせて行われています。

ここで改めて、中小企業者等に関するものを中心に再確認してみます。

1 納税の猶予制度の特例

令和二年二月一日から三年一月三十一日までに納期限が到来するほぼすべての国税・地方税について、納期限から一年以内の期間に限り、その納税が無担保かつ延滞税なしで猶予される特例が創設されています。

特例の要件は、今年二月以降の任意の期間（一ヶ月以上）において、納税者の事業につき相当な収入の減少があつたことその他これに類する事実がある場合において、納期限が同日以後に到来する国税等を一時に納付することとが困難であると認められるとき、とされています。

この「相当な収入の減少」とは、前年同期比で概ね二〇%以上の減少をいいます。

今回の特例では、対象期間の損益が黒字でも、またフリーランスを含む事業所得者等も、収入減少などの要件を満たせば特例を適用できます。

消費税の課税事業者選出書等の提出に係る特例

た欠損金額について、資本金一億円超一〇億円以下の法人（※）にも、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を認める特例が実施されています。

※ 大規模法人（資本金の額が一〇〇億円超の法人など）の一〇〇%子会社及び一〇〇%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う飲食業者等の食材の廃棄損、施設や備品などを消毒するために出した費用などは「災害損失欠損金」に該当します。

3 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることで、消費税の課税期間

4 テレワーク等のた

ナウイルス感染症の影響により、令和二年二月一日から三年一月三十一日までの期間内で、一ヶ月以上の任意の期間の収入が前年同期比概ね五〇%以上減少し、かつ、その課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合が要件とされています。

なお、特例の適用を受けて課税事業者を選択する場合、課税事業者を二年間継続する必要はありません。

具体的には、事業プロセスの遠隔操作、可視化、自動制御化等のための設備の取得等を行った場合は、中小企業経営強化税制の適用を受けることができます。

の適用を受け

染症の影響によ
一月一日から三年
までの期間内で、
任意の期間の収入
概ね五〇%以上減
ての課税期間の申
申請書を提出した
されています。

〈表1〉テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

従来の中小企業経営強化税制			拡充
類型	生産性向上設備	収益力強化設備	デジタル化設備
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資收益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	①経営強化法の認定 ②遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
対象設備	◆機械・装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具・備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア	◆機械・装置 ◆工具 ◆器具・備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア	◆機械・装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）
税制措置	即時償却又は7%税額控除（資本金3千万円以下もしくは個人事業主は10%）		

※中小企業者等の要件を満たすNPOや社会福祉法人等も本税制の対象

※中小企業者等の要件を満たすNPOや社会福祉法人等も本税制の対象

6 固定資産税の特例措置の拡充・延長

力向上計画に基づきデジタル化設備を取得等した場合、設備の即時償却又は税額控除が受けられます（表1）。

5 債却資産等に係る固定資産税・都市計画税の軽減

厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和三年度課税の一年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が二分の一又はゼロとされます（表2）。

なお、令和三年一月三十一日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告した場合に適用されます。

6 固定資産税の特例措置の拡充・延長

中小企業が新たに投資した設備については、自治体の条例に沿つて投資後三年間、固定資産税がゼロ以上二分の一以下で市町村が定める割合とされる固定資産税等の軽減措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援す

5 債却資産等に係る固定資産税・都市計画税の軽減

〈表2〉 減額対象と減額幅	
令和2年2月～10月 までの任意の3カ月 間の売上高の対前年同 期比減少率	減免率
30%以上 50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

〈表2〉 減額対象と減額幅

経済産業省資料	
令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上 50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

- ・ 等について、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものとみなし、住宅ローン控除が受けられる適用要件の弾力化が図られています。
- ・ 公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対する特別な貸付けに係る契約書の印紙税が非課税とされています。
- ・ 政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に對して、観客等が入場料等の払戻請求権の放棄を令和二年二月一日から三年十二月三十一日までの間にした場合には、放棄した金額（上限二〇万円）について寄附金控除（所得控除又は税額控除）が適用できます。
- ・ 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を一%軽減する特例措置の適用期限を六ヶ月延長し、令和三年三月三十一日までに取得したものも対象となります。

7
その他

〈表2〉 減額対象と減額幅		経済産業省資料
令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率	
30%以上 50%未満	2分の1	
50%以上減少	全額	

屋に取
三〇〇万円

〈表2〉 減額対象と減額幅		経済産業省資料
令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高の対前年同期比減少率		減免率
30%以上 50%未満	→	2分の1
50%以上減少	→	全額

消費税の課税事業者選出書等の提出に係る特例

本法人は、令和二年二月一日から三年一月三十一日までの期間内で、一ヵ月以上の任意の期間の収入が前年同期比概ね五〇%以上減少し、かつ、その課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合が要件とされています。なお、特例の適用を受けて課税事業者を選択する場合、課税事業者を二年間継続する必要はありません。

ナウイルス感染症の影響により、テレワーカー等のための中⼩企業の設備投資税制の適用を受けることができました。

具体的には、事業プロセスの遠隔操作、可視化、自動制御化等のための設備の取得等をした場合は、中小企業経営強化税制の適用を受けることができま

の適用を受けること

影響により、間内で、期間の収入 %以上減額の申提出したまです。受けて課合、課税の必要は、めの中小レワーケ等をした強化税制ができます。口セスの動制御化いて、経けた経営から三年間内で、期間の申提出したまです。受けて課合、課税の必要は、めの中小レワーケ等をした強化税制ができます。口セスの動制御化いて、経けた経営